

大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場使用規則

大阪市街地開発株式会社（以下「当社」という。）は、大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場の円滑な管理運営を図るため、次のとおり、使用規則を定める。

（目的）

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場の使用について必要な事項を定め、駐車場の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（営業時間）

第2条 営業時間は、午前6時から午後11時までとし、年中無休とする。

（駐車料金）

第3条 駐車料金は次のとおりとする。

月極契約者駐車料金

平面

1台につき月額60,000円(消費税別)とする。

機械式（昇降・横行式）

1台につき月額40,000円(消費税別)とする。

（月極契約）

第4条 月極契約の申込みを受けた場合、契約を締結するとともに月極駐車用鍵を渡す。ただし、当社が管理上特に支障があると認める場合はこの限りではない。

2. 月の途中で契約した場合の駐車料金は日割計算とし、契約と同時に納入するものとする。月の途中で解約又は解除したときは当該月の駐車料全額を支払うものとし、日割り計算は行わない。
3. 駐車料金は毎月月末までに翌月分を当社の指定する方法で納入するものとする。
4. 月極駐車用鍵を他人に貸与するなどして、駐車区画を他人に転貸使用させてはならない。
5. この規則に違反し、又は当社の指示に従わない場合は即時に契約を解除することができる。

（保証金）

第5条 月極契約の保証金は1台につき月額料金の3ヶ月分とし、契約締結と同時に預託するものとする。ただし、保証金に利息はつけない。

2. 契約が終了したとき保証金は返還する。ただし、駐車料金その他の債務に未納があるときはこれに充当し、残額がある場合はその額を返還する。

（入場できる車両）

第6条 駐車場に入場できる車両は構造及び設備上、別紙1のとおりとする。

（昇降車路及び共用車路）

第7条 本駐車場への入出場は、大阪市及び阪神が管理する既設昇降車路のほか大阪市の管理する東西昇降車路及び公共車路を使用するものとする。

(場内走行)

第8条 駐車場内では時速5キロメートル以下で、場内標識及び駐車場係員の指示に従い事故のないよう走行しなければならない。

(駐 車)

第9条 月極契約者(以下「契約者」という。)は契約スペースに駐車する。

2. 駐車中は扉、窓等は完全に施錠し車内物品の盗難・紛失のおそれがないようにしなければならない。

(入出庫の方法)

第10条 月極契約者は、入出庫の際、運転操作上の注意事項を順守し、操作盤を自ら操作のうち、契約番号を呼び寄せ指定の車室へ入出庫する。

(月極駐车用鍵の紛失、盗難、破損、汚損、再発行)

第11条 月極駐车用鍵を紛失、盗難、破損した場合は、すみやかに当社へ連絡することとする。不正に利用された場合、当社は一切責任を負わないものとする。月極駐车用鍵の汚損、紛失等の理由により駐車場を利用できなくなった場合には、当社の定める手続きを取り、当社が認めた場合に限り月極駐车用鍵を再発行するものとする。再発行手続きには、本人と確認できるもの(運転免許書等)が必要となる。月極駐车用鍵の再発行に際しては、手数料として金2,000円(消費税込)を徴求するものとする。

(禁止事項)

第12条 駐車場内での禁止事項は次のとおりとする。

1. 火気・引火物・爆発物・悪臭を発する物等、他人に迷惑を及ぼす恐れのある物を場内へ持ち込むこと。
2. 飲酒・喫煙・宿泊その他公共秩序に反する行為。
3. 指定された駐車スペース以外の場所及び車路に駐車すること。
4. その他、駐車場の管理運営上支障となる行為。
5. 車両格納以外の目的で使用しないこと。

(ネットワーク車路)

第13条 契約者は、入出場のための車路が地下駐車場と接続されるすべての駐車場をネットワークするための共用の車路であることを認識し、安全で円滑な運営ができるよう協力し、これに反する行為をしてはいけない。

(賠償責任)

第14条 契約者が本駐車場施設及び昇降車路施設または他人もしくは他人の車両に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(免 責)

第15条 当社の管理上の過失による事故の場合を除き、天災・火災・漏水等により駐車中の車両及び積載物に生じた損害、並びに駐車装置の運転操作誤り・紛失・盗難等の事故については一切その責を負わない。

(規則等の厳守)

第16条 この規則に違反したり、昇降車路及び場内の秩序を乱すおそれがある等、管理者が

入場させることが不適当と認めた場合は駐車を断り、または直ちに退場させることがある。
(反社会的勢力の排除)

第17条 契約者は、駐車場を利用する場合次の各号に該当しないことを誓約し、確約する。

1. 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等特殊知能暴力集団等又は暴力主義的破壊活動を行った団体等若しくは行うことを目的としている団体等。
2. その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者。
3. 契約者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞の使用等。
 - ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える事。
 - ③ 当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為等。
 - ④ 当社の業務を妨害し、または妨害する恐れのある行為等。
4. 契約者が第一項に反する場合または前項各号の何れかに該当する行為をした場合、当社は何ら催告を要せずして当該契約者の使用を断ることができる。また、本規程により使用制限をうけた契約者は、本規程から生じた一切の債務を直ちに当社に弁済するものとする。
5. 前項の規程により使用制限をうけた契約者は、当該制限により生じた損害について、当社に対し一切の請求をすることができない。

(その他)

第18条 当社は、契約者及び車両の安全確保、不正利用の取締り及び駐車場機器等の維持・管理等の目的・対処用として、場内をビデオ・カメラ等で撮影・録画しており、また捜査・防犯等の資料としてその録画映像を警察等の司法官憲に提出する場合がある。

(この規則に定めのない事項)

第19条 この規則に定めのない事項については、法令の規程に従って処理する。

附 則

この規則は、平成7年10月から施工する。

この改正後の規則は、平成19年7月1日から施工する。

この改正後の規則は、平成26年8月1日から施工する。

この改正後の規則は、令和2年11月19日から施工する。

別表 1

大阪駅前ダイヤモンド地下街駐車場

| ブロック別 | 種 別 | 全長(mm) | 全幅(mm) | ドアミラー幅(mm) | 高さ(mm) | 総重量(kg) | |
|-------|---------------------|--------|--------|------------|--------|---------|----|
| G | 平 面 | 5,000 | 1,900 | 2,100 | 2,100 | 2,000 | ※① |
| | 機 械 式 大 (昇降・横行式) | 5,000 | 1,800 | 2,000 | 1,550 | 1,700 | ※② |
| | 機 械 式 小 (昇降・横行式) | 5,000 | 1,800 | 2,000 | 1,450 | 1,700 | ※③ |
| H | 機 械 式 大 (昇降・横行式) | 5,000 | 1,800 | 2,000 | 1,550 | 1,700 | |

※G－ 1・2・3・12・13・14・20・21・22
28・29・30（12台）は機械動作制御のため使用不可

※① スペースNo. G－ 9・10・11 計3台

※② スペースNo. G－ 4・5・6・7・8
15・16・17・18・19
23・24・25・26・27
31・32・33・34・35 計20台

※③ スペースNo. G－ 36・37・38・39・40
41・42・43・44・45
46・47・48・49・50 計15台